

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 3 日

道府県原子力防災担当部局長 殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（企画・国際担当）付

安定ヨウ素剤の事前配布に係る運用について

平素から原子力防災行政に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、安定ヨウ素剤の配布事務については、これまで関係自治体等から、事前配布する住民の範囲についての自治体の判断尊重や、配布手続きの簡略化等の御要望を頂いていたこと等を踏まえ、以下のとおり御連絡します。


緊急配布による安定ヨウ素剤の受取の負担を考慮すると、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定されるUPZ内住民への事前配布が実施可能です。ただし、事前配布はPAZと同様に、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく及びその健康影響の年齢による違いを考慮して実施してください。

また、配布方法は、PAZ内の住民に事前配布する手順（住民への説明会、薬局配布等）を採用して行ってください。なお、町村役場及び保健所等の公共施設で配布する際には、当該公共施設へ住民が出向き、保健師、薬剤師等の専門職が、住民への説明及び住民が記載したチェックシート^{注1}の確認等を行い、必要な場合に医師への適切な受診勧奨等を行うことで、安定ヨウ素剤を事前配布することが可能です。

^{注1} 「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（原子力規制庁令和元年7月3日）における別添2-1を指す。

（以上については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」に照らしても問題がない旨、原子力規制庁に確認しております。）

つきましては、本通知を踏まえ、引き続き適切な安定ヨウ素剤の配布事務を推進されますようお願い申し上げます。今後、内閣府においてUPZ内での安定ヨウ素剤の事前配布に係る実施方針等について、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を活用した支援等に向け、ヒアリング等を実施することを予定しております。

（問い合わせ先）
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
参事官（企画・国際担当）付 道川、中村（光）
Tel：03-3581-4230
Mail： 

(参考) 原子力災害対策指針等における関連規定

◆原子力災害対策指針(原子力規制委員会令和元年7月3日)

第2 原子力災害事前対策

(7) 原子力災害時における医療体制等の整備

(iii) 事前配布以外の配布方法

UPZ内においては、全面緊急事態に至った場合、プラント状況や空間放射線量率等に応じて、避難等の防護措置を講ずることとなる。そのため、以下の点に留意して、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備する必要がある。

- ・地方公共団体による安定ヨウ素剤の事前配布以外の配布においても、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく及びその健康影響の年齢による違いを考慮して行う。
- ・地方公共団体は、緊急時に備え安定ヨウ素剤を購入し、避難の際に学校や公民館等で配布する等の配布手続を定め、適切な場所に備蓄する。
- ・安定ヨウ素剤の配布及び服用は、原則として医師が関与して行うべきである。ただし、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求める等、状況に応じて適切な方法により配布及び服用を行う。

なお、EALの設定内容に応じてPAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、地方公共団体が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、前述のPAZ内の住民に事前配布する手順を採用して、行うことができる。

◆安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって(原子力規制庁令和元年7月3日)

3. 事前準備

(1) 区域別の基本的な枠組み

a. PAZ

③事前配布方法

事前配布に当たっては、地方公共団体は、原則として医師による住民への説明会を定期的に開催する必要がある。説明会においては、原則として医師により、安定ヨウ素剤の配布目的、効能又は効果、服用指示の手順とその連絡方法、配布後の保管方法、服用時期、服用を優先すべき対象者、副作用等の留意点等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布する。地方公共団体は、配布等を円滑に行うために、説明会等において、薬剤師に医師への協力を要請することができる。地方公共団体は、説明会に参加できない住民に対しては、医師による説明を受けることができる保健所等の公共施設や医療機関に住民が出向き、説明を受けた上で受領できるよう対応する必要がある。

また、地方公共団体は、住民への説明会を定期的に開催することを前提とした上で、地域の実情を踏まえ、地域の医師会及び薬剤師会と具体的な配布方法を協議の上、薬剤師会会員が所属する薬局等を指定し、その薬局等で、安定ヨウ素剤を配布することもできる(報告書 別添1)。地方公共団体は、住民への説明会に参加できない住民に対して、地方公共団体が指定する薬局等に住民が出向き、薬剤師等による説明を受けた上で安定ヨウ素剤を受領できるよう対応する必要がある。

説明会又は地域の薬局等においては、住民が安定ヨウ素剤を受け取る際に、住民が記載したチェックシート(報告書 別添2-1)に照らし合わせて、保健師、薬剤師等の専門職が確認書(報告書 別添2-3)を記載し、安定ヨウ素剤の取扱いに係る留意事項について理解しているか等を確認するため、受領書(報告書 別添2-2)に記入及び提出をさせることが必要である。

いわゆる「防護措置の実施方針」の作成に関する今後の方針(案)

1. 現状・背景

- 「防護措置の実施方針」については、国の合同対策本部や原災本部、関係道府県等の対策本部における実作業の無駄を極力廃し、実災害時における段階的な防護措置の実行に真に必要な事項に絞ったものにすべきではないか(→2. ①へ)
- 「防護措置の実施方針」の法令上の位置づけや原災マニュアル上の作成に係る書きぶりが曖昧ではないか(→2. ②へ)

【参考】原災マニュアル上の書きぶり

(2) 施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針の確認及び共有

事故警戒本部と関係地方公共団体が、警戒事態の段階から相互に協力して作成した次の事項を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について、事故対策本部において確認を行った後、関係地方公共団体や事故現地対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。

(2) 全面緊急事態における防護措置の実施方針の確認及び共有

事故対策本部、事故現地対策本部及び関係地方公共団体が、施設敷地緊急事態の段階から相互に協力して作成した次の事項を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について、原子力災害合同対策協議会において確認を行った後、関係地方公共団体や原災本部等の間で認識の共有を図るものとする。

2. 対応方針(案)

① 実災害時における作成

- 実災害時の実作業の無駄を極力廃するため、国と関係道府県等の認識共有が図れるのであれば、地方公共団体における災害対策本部資料などの転用でも差し支えない。手書き箇所があっても問題ない。
- 転用では情報が不足するような場合でも、不足する情報を数枚程度でまとめた資料を転用資料に追加して提供するのみでよい。
- 情報は段階段階で更新されていくものであり、「調整中」「確認中」などの記載があっても差し支えない。
- ※ただし、訓練や研修では、災害対策本部会議資料や不足情報を追加する資料を作成することは現実的ではないため、一定の様式をサンプル(参考ひな型)として活用するとともに、また、記載する情報も「調整中」「確認中」とせずすべて把握できたと仮定して実施する。

② 法令上の位置づけ、原災マニュアル

- いわゆる「防護措置の実施方針」について、法律上にその作成に係る直接的な位置づけがあるものではない。
- 原災法第18条第1項に規定される「方針」は、別添(原災本部会議資料 緊急事態応急対策に関する基本方針)を指す。

原子力災害対策特別措置法(抄)
(原子力災害対策本部の所掌事務)

第十八条 原子力災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
- 二～五 略

- 「防護措置の実施方針」の「全体版」は、関係機関等で、防護措置の具体的な”やり方”の調整等を実施するため、その時点の状況に関する情報やオペレーションを「共有」する資料(したがって、「案」か「案トレ」か、といった概念は存在しない)
- 「実施方針」なる呼称が「(記載されている内容を)実施するか否かの意思決定を行う資料」と誤解を招きかねないため、名称変更も検討
- 「実災害時の作成」等が前提とされている原災マニュアルの 現時点の改定案 は以下のとおり

====

p.61 第3章 施設敷地緊急事態

- (2) 施設敷地緊急事態における防護措置の ~~実施方針~~内容の確認及び共有
~~事故警戒本部と~~関係地方公共団体が ~~警戒事態の段階から相互に協力して作成した次の事項を含む~~施設敷地緊急事態における防護措置 ~~の~~を実施 ~~方針に~~
~~ついて~~するにあたり、次の事項について事故対策本部等において確認 ~~を行った~~
~~後、関係地方公共団体や事故現地対策本部等の間で~~や認識の共有を図 ~~るもの~~
~~とする~~り、国は協力を行うものとする。

- 施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- 避難ルート、避難先の概要
- 移動手段の確保見込み
- その他必要な事項

p.111 第4章 全面緊急事態

- (2) 全面緊急事態における防護措置の ~~実施方針~~内容の確認及び共有
~~事故対策本部、事故現地対策本部及び~~関係地方公共団体が ~~施設敷地緊急事~~
~~態の段階から相互に協力して作成した次の事項を含む~~全面緊急事態における防
護措置 ~~の~~を実施 ~~方針に~~
~~ついて~~するにあたり、次の事項について原子力災害合
同対策協議会等において確認 ~~を行った後、関係地方公共団体や原災本部等の~~
~~間で~~や認識の共有を図 ~~るものとする~~り、国は協力を行うものとする。

- PAZ内の避難者の数及び避難の方針
- UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- 避難ルート、避難先の概要
- 移動手段の確保見込み
- その他必要な事項

====

全面緊急事態における 防護措置（島根県）の実施方針

令和元年11月9日

避難の対象となる住民への措置

- 中国電力株式会社島根発電所のPAZにおける、全ての住民を対象に避難を実施（対象：松江市 9,960人）

<避難に際しての基本的考え方>

- 11月8日14時00分に島根県東部を震源とする地震が発生。地震被害からの安全確保を優先し、安全が確保された場合のみ防護措置を実施。
- PAZ内の住民は、鹿島・生馬・古江地区の住民は大田市内の避難経路所を経由し、避難所（大田市内 32施設）に、島根地区の住民は奥出雲町の避難経路所を経由し、避難所（奥出雲町内 15施設）に避難を実施。避難は原則自家用車とし、自家用車避難が困難な場合は自治体等が手配するバスを使用。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては一時集結所において緊急配布を実施。
- 在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者は、引き続き放射線防護対策を講じた屋内退避施設（あとむ苑、東部島根医療福祉センター又は松江市消防本部）において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。

実施方針（2／2）

- 医療機関及び社会福祉施設入所者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者は、引き続き放射線防護対策を講じた自施設（鹿島病院、あさひ乃苑、四ツ葉園、はばたき、松江学園、ゆうなぎ苑、あとむ苑、東部島根医療福祉センター）において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者が、屋内退避施設から避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従うとともに、入院患者は県内の病院、その他の者は、大田市又は奥出雲町の広域福祉避難所へ避難を実施。避難には島根県等が手配するバス及び福祉車両を使用。

屋内退避の対象となる住民への措置

- 中国電力株式会社島根原子力発電所のUPZに該当する松江市、出雲市、安来市、雲南市の住民は、屋内退避を実施。（対象者数 380, 893人）

避難及び屋内退避の対象者数

全面緊急事態における避難対象者数

| 市町地区 | PAZ避難対象者※ | | | |
|------|-----------|---------------------|--------|--------|
| | 対象者数 | うちバス避難 うち自家用車避難等 | | |
| 松江市 | 鹿島地区 | 5,371人 | 891人 | 4,480人 |
| | 生馬地区 | 1,023人 | 65人 | 958人 |
| | 古江地区 | 973人 | 80人 | 893人 |
| | 島根地区 | 596人 | 92人 | 504人 |
| 合計 | 7,963人 | 1,128人 | 6,835人 | |

7

施設敷地緊急事態で避難する者及び避難の実施により健康リスクが高まる者(屋内退避を継続)を除く。

屋内退避対象者数

| 関係市町名 | UPZ | | |
|-------|----------|-----------|----------|
| | 対象者数 | 世帯数 | |
| 島根県 | 松江市 | 192,946人 | 85,386世帯 |
| | 出雲市 | 123,163人 | 46,491世帯 |
| | 安来町 | 33,888人 | 12,498世帯 |
| | 雲南市 | 30,896人 | 10,861世帯 |
| 合計 | 380,893人 | 155,236世帯 | |